

条 例

かながわペットのいのち基金条例をここに公布する。

平成30年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第25号

かながわペットのいのち基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項及び第8項の規定に基づき、かながわペットのいのち基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、県が引き取り又は収容した犬、猫及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和54年神奈川県規則第85号)第11条に規定する動物(以下「犬猫等」という。)の命を守り、その飼養を希望する者に譲渡するための取組の充実に努めるために必要な資金を積み立てるため、かながわペットのいのち基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

- (1) 基金の趣旨に添う寄附金
(2) 基金の運用から生ずる収益金

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、県が引き取り又は収容した犬猫等の治療、訓練その他犬猫等の譲渡につなげるための事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第26号

住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第18条の規定により、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: 区 域, 住宅宿泊事業を実施してはならない期間. Content includes 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域のうち、箱根都市計画特別用途地区建築条例(平成8年箱根町条例第6号)第3条に規定する第一種観光地区である区域.

附 則

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。
2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するとともに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第27号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表41の項(6)中「第7条の2第6項」を「第7条の2第5項」に改め、同項中(15)を削り、(16)を(15)とし、(17)から(34)までを1ずつ繰り上げ、(35)を削り、(36)を(34)とし、(37)から(40)までを2ずつ繰り上げ、「(17)まで」を「(16)まで」に、「左欄(18)」を「左欄(17)」に、「(19)から(22)まで」を「(18)から(21)まで」に、「左欄(25)」を「左欄(24)」に、「(28)から(32)まで」を「(27)から(31)まで」に、「(34)から(37)まで」を「(33)から(35)まで」に、「左欄(38)」を「左欄(36)」に、「(39)及び(40)」を「(37)及び(38)」に改め、同表42の項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第2条 事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表41の項中(38)を(40)とし、(18)から(37)までを2ずつ繰り下げ、(17)の次に次のように加える。

- (18) 法第24条の2第1項の規定により、病院の開設者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
(19) 法第24条の2第2項の規定により、病院の開設者に対し、業務の全部又は一部の停止を命ずること。

別表41の項中「(21)まで」を「(23)まで」に、「左欄(24)」を「左欄(26)」に、「(27)から(31)まで」を「(29)から(33)まで」に、「(33)から(35)まで」を「(35)から(37)まで」に、「左欄(36)」を「左欄(38)」に、「(37)及び(38)」を「(39)及び(40)」に改める。

附 則

この条例中、第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則